

○ 内航海運業法関係省令事項

法 律	内航海運業法施行規則
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(輸送の安全性の向上)</p> <p>第八条の二 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>(安全管理規程等)</p> <p>第九条 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。</p> <p>一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項</p>	<p>(安全管理規程の届出)</p> <p>第十二条 法第九条第一項前段の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、事業を開始する日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書及び設定した安全管理規程を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業開始予定期日</p> <p>2 法第九条第一項後段の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書及び変更後の安全管理規程を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更後の安全管理規程の実施予定期日</p> <p>三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）</p> <p>四 変更を必要とする理由</p> <p>(安全管理規程の内容)</p> <p>第十三条 法第九条第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事</p>

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

- イ 項 基本的な方針に関する事項
- ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定め  
の遵守に関する事項
- ハ 取組に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する  
次に掲げる事項
- イ 組織体制に関する事項
- ロ 勤務体制に関する事項
- ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
- ニ 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
- ホ 運航管理者の権限及び責務に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する  
次に掲げる事項
- イ 情報の伝達及び共有に関する事項
- ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
- (1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改定及び臨時変更の際  
における安全性の確認に関する事項
- (2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関  
する事項
- (3) 気象通報その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び  
伝達に関する事項
- (4) 危険物その他の乗組員の安全を害するおそれのある物品の取扱い  
に関する事項
- (5) 船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に  
関する事項
- (6) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
- ハ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
- ニ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
- ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事  
項
- ヘ 教育及び研修に関する事項
- ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
- チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
- 四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

四 安全統括管理者（内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 運航管理者（内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

## 五 運航管理者の選任及び解任に関する事項

### （安全統括管理者の要件）

第十三条の二 法第九条第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 内航海運業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

### （運航管理者の要件）

第十三条の三 法第九条第二項第五号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
  - イ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
  - ロ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業と同等以上の規模の内航海運業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。
  - ハ 内航海運業における船舶の運航の管理に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。
  - ニ 二十歳以上であること。
- 三 法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

### （安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出）

第十四条 法第九条第五項の規定により、安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。

6 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十五条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
  - 三 選任し、又は解任した年月日
  - 四 解任の届出の場合は、解任の理由
- 2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第十三条の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
  - 二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が前条各号に掲げる要件を備えることを証する書類

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十七条の二 法第二十五条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

- 一 法第二十五条第一項の規定による命令に係る事項
- 二 法第二十六条の規定による立入検査(輸送の安全の確保に係るもの)

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)  
第二十五条の三 内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

限る。)に係る事項  
三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項  
2 法第二十五条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)  
第十七条の三 内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。)は、法第二十五条第一項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。